

事務連絡
平成25年3月7日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室長

指定訪問看護事業者等に対する指導について

標記については、「指定訪問看護事業者等の指導について」(平成19年5月10日付け小職事務連絡)により取り扱っていただいているところですが、今般、「訪問看護ステーション指導時確認事項」を別添のとおり改正したので、今後はこれにより取り扱うようお願いします。

